

八幡市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者による交通事故の減少を目的とする高齢者運転免許証自主返納支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する運転免許証をいう。
- (2) 自主返納 道路交通法の規定により、公安委員会に対しすべての免許の取消しを申請し、自主的に運転免許証を返納することをいう。

(対象者)

第3条 事業による支援の対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記載されている70歳以上の者で、運転免許証を自主返納したものであるとする。

(支援内容)

第4条 市長は、次に掲げる支援の一部又は全部を行う。

- (1) 個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に規定する個人番号カードをいう。)を保有していない対象者が同カードの交付を受けようとする場合、その申請に必要な写真の撮影及び提供
- (2) 八幡市コミュニティバス「コミュニティバスやわた」の1日乗車券10枚又は西日本旅客鉄道株式会社が発行する「ICOCA」（3,000円相当）のいずれかの支給
- (3) 交通安全グッズセットの支給

2 前項の規定による支援は、1回限りとする。

(申請)

第5条 支援を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならない。その際、公安委員会が発行した申請による運転免許の取消通知書又は運転経歴証明書を提示するとともに、その写しを添付しなければならない。

(申請期限)

第6条 前条の規定による申請は、運転免許証を自主返納した日から起算して1年以内に行わなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に当たり必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年1月4日（以下「施行日」という。）から施行し、平成21年6月1日以後に自主返納を行った者から適用する。
- 2 平成21年6月1日から施行日の前日までの間に自主返納を行った者に係る第6条の規定の適用については、同条中「自主返納した日から」とあるのは「施行日から」とする。

附 則（平成24年7月3日告示第47号）

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成27年12月15日告示第109号）

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成29年9月28日告示第74号）

この要綱は、平成29年10月1日から施行し、同日以後に申請があったものから適用する。

附 則（平成30年12月25日告示第109号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱による改正後の八幡市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱第6条の規定は、施行日以後に自主返納を行った者から適用し、施行日前に自主返納を行った者については、なお従前の例による。